

令和2年度

教育委員会定例会
(12月)

令和2年12月4日(金)

鹿屋市教育委員会

会議日程

日 時 令和2年12月4日（金） 午後3時
場 所 教育長室

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 教育長及び委員の報告

4 議 事

議案第25号 令和2年度鹿屋市一般会計補正予算（第9号）に係る意見の申し出について（P 2）

議案第26号 鹿屋市立小中学校情報機器端末の財産（物品）取得について（P 4）

議案第27号 鹿屋市立図書館の指定管理者の指定について（P 7）

議案第28号 鹿屋市文化会館及び王子遺跡資料館の指定管理者の指定について（P 9）

5 報 告

（1）令和2年度鹿屋市立看護専門学校専任教員採用試験について（P11）

（2）鹿屋市立看護専門学校A日程 受験者・合格者状況報告について（P12）

（3）北部学校給食センター給食調理配送等業務委託契約について（P13）

6 動議の討論等

7 その他

8 閉 会

議案第25号

令和2年度鹿屋市一般会計補正予算（第9号）に係る意見の申し出について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

令和2年12月4日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

（別 紙）

（提案理由）

令和2年度鹿屋市一般会計補正予算（第9号）のうち教育委員会の所管に係る分について、教育長の臨時代理によって市長に意見を申し出たので、報告し承認を求めるものである。

令和2年度12月補正予算の概要（学校教育課）

鹿屋看護専門学校学生支援給付金支給事業について

1 補正の理由

独立行政法人日本学生支援機構の「新型コロナウイルス感染症対策助成事業」を活用し、経済的に困窮している学生への支援を行うもの

2 支援事業の条件

- ① 大学等が主体となって実施する取組であること。
- ② 新型コロナウイルス感染症の拡大影響により、経済的に困窮している学生への修学のための教材（参考図書など）購入費用に係る支援であること。
- ③ 金銭又はこれに類するものによる経済的支援であること。
※物品の現物支給は認められていない。

3 事業概要

在籍する学生に対し、修学のための教材（参考図書など）購入費として、一人当たり5,000円の現金を臨時特別的に支給するもの。

※ 在籍する学生：令和2年10月1日現在で本校に在籍するもの（84人）

歳入

費目	金額	備考
諸収入（雑入）	420,000円	機構からの助成金、一般財源

歳出

費目	金額	備考
負担金補助及び交付金	420,000円	給付金5,000円×学生数84人

4 今後のスケジュール

- ① 令和2年12月17日以降
 - ・ 12月議会での予算承認後、「鹿屋市立鹿屋看護専門学校学生支援給付金支給事業実施要綱」を制定
 - ・ 制定後、学生が給付申請書を本校へ提出
 - ・ 申請書に基づき、申請された口座へ振込
- ② 令和3年2月19日まで
 - ・ 実績報告書を提出

議案第 26 号

鹿屋市立小中学校情報機器端末の財産（物品）取得について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

令和2年12月4日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

G I G Aスクール構想の現実に向けた学習用タブレットコンピュータの整備のため、鹿屋市立小中学校情報機器端末の財産（物品）取得について、教育長の臨時代理によって市長に意見を申し出たので、報告し承認を求めるものである。

議案第112号

財産（物品）の取得について
次のとおり財産（物品）を取得する。

【財産（物品）の取得について説明】

議案第27号

鹿屋市立図書館の指定管理者の指定について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求めらる。

令和2年12月4日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

鹿屋市立図書館の指定管理者の指定議案について、教育長の臨時代理によって市長に意見を申し出たので、報告し承認を求めらるものである。

鹿屋市立図書館の指定管理者の指定について

【指定管理者の指定について説明】

議案第28号

鹿屋市文化会館及び王子遺跡資料館の指定管理者の指定について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求めらる。

令和2年12月4日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

鹿屋市文化会館及び王子遺跡資料館の指定管理者の指定議案について、教育長の臨時代理によって市長に意見を申し出たので、報告し承認を求めらるものである。

鹿屋市文化会館及び王子遺跡資料館の指定管理者の指定について

【指定管理者の指定について説明】

報告 (1) 令和2年度鹿屋市立看護専門学校専任教員採用試験について
【 省 略 】

報告 (2) 鹿屋市立看護専門学校A日程 受験者・合格者状況報告について

【 省 略 】

報告 (3) 北部学校給食センター給食調理配送等業務委託契約について

【北部学校給食センター給食調理配送等業務委託契約について説明】